

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月16日
【会社名】	ラオックス株式会社
【英訳名】	Laox Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羅 怡文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田四丁目6番7号
【電話番号】	03(6859)3800（代表）
【事務連絡者氏名】	副社長執行役員 管理本部長 田之上 真人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田四丁目6番7号
【電話番号】	03(6859)3800（代表）
【事務連絡者氏名】	副社長執行役員 管理本部長 田之上 真人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,500,000,030円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	26,595,745株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、提出会社における標準となる株式であります。定款第8条乃至第10条に定めるA種優先株式ではありません。なお、単元株式数は1,000株です。

(注)1 本普通株式の発行は平成22年8月16日(月)開催の取締役会決議によります。

2 本普通株式の振替は株式会社証券保管振替機構(住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号)を通じて行われます。

3 当社は、資金調達について多様化を図り柔軟かつ機動的に行うために、普通株式と異なるA種優先株式についての定めを定款に定めております。

詳細な内容につきましては以下のとおりであります。

なお、単元株式数および議決権は普通株式と優先株式に差はなく、当社定款において、単元株式数については1,000株、議決権については1,000株につき1個の議決権を有すると定めております。

## (1) 配当金

当社は、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。)をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、その時点におけるA種優先株式転換比率(下記(4)において定められる。)を乗じて得られる額の配当(以下「A種配当金」という。)を、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)と同順位にてする。

## (2) 残余財産分配

当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき500円(以下「A種優先残余財産分配金」という。)を分配する。

当社は、上記に基づく分配後、さらに残余する財産があるときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、その時点におけるA種優先株式転換比率を乗じて得られる額の残余財産を、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて分配する。

## (3) 株主総会における議決権

A種優先株主は、株主総会において、A種優先株式1,000株につき1個の議決権を有する。

## (4) 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、以下に定める取得請求期間中、以下に定める取得の条件で、その有するA種優先株式の全部又は一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。

## 取得請求期間

平成20年8月8日から平成29年8月8日までとする。

## 取得の条件

当社は、本件請求に係るA種優先株式を取得したときは、A種優先株式1株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める取得価額に基づいて算定される数(A種優先株式1株とかかる数との割合を「A種優先株式転換比率」という。)の当社の普通株式を交付する。

## (イ) 当初取得価額

1株当たり25円とする。

## (ロ) 取得価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。( ) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。

( ) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ( ) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本( )において同じ。)の取得による場合又は普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times$$

$$\frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

但し、本( )による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- ( ) 調整前の取得価額を下回る価額をもって、(x)普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券又は当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。)又は、(y)普通株式を目的とする新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券又は当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、かかる株式、新株予約権若しくはその他の証券の払込期日(新株予約権の場合は割当日、以下本( )において同じ。)に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本(a)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、上記(x)又は(y)における発行価額又は処分価額を「1株当たり払込金額」として使用して算定される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本( )による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。( )行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して算定される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本( )による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記( )乃至( )のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ( ) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 前( )のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 上記(a)の( )に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得又は行使等により普通株

式が交付され得る期間が終了したとき、但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券全てにつき普通株式が交付された場合を除く。

( ) 上記(a)の( )に定める新株予約権の行使期間が終了したとき、但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、特段の定めがない限り、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- (八) 取得により交付すべき普通株式数  
A種優先株式の取得により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

但し、A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額は、A種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。取得により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

- (二) 取得請求受付場所  
当社株式名簿管理人
- (ホ) 取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書及び取得請求に係るA種優先株式の株券が上記(二)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。但し、A種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(5) 現金を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成20年8月8日以降平成24年8月8日までの間、その保有するA種優先株式の全部又は一部について、(4)に定める普通株式を対価とする取得請求に代わり、当社に対して、現金を対価とする取得を請求することができるものとし、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき以下に定める額の金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

500円に、A種優先株式発行日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの期間につき年率複利換算10%で算出される利息相当額を加算した額

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価格の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	26,595,745株	2,500,000,030	1,250,000,015
一般募集	-	-	-
計(総株式発行)	26,595,745株	2,500,000,030	1,250,000,015

(注)1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価格の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また増加する資本準備金の総額は、1,250,000,015円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数 単位	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
94	47	1株	平成22年9月1日(水)	-	平成22年 9月2日(木)

(注)1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割当てた者からの申込みがない場合、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅します。

4. 申込方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申し込みをし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものいたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ラオックス株式会社 経営企画室	東京都千代田区外神田4丁目6番7号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
交通銀行 東京支店	東京都港区虎ノ門3丁目5番1号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,500,000,030	15,000,000円	2,485,000,030

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用1,500,000円 登記関連費用9,500,000円 その他費用4,000,000円  
その他費用には新株発行費用および調査費用等が入っております。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,485,000,030円の使途といたしましては次のとおりでございます。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
国内新規出店	約1,600百万円	平成22年11月～平成23年6月
中国本土への出店	約300百万円	平成22年9月～平成23年9月
仕入、その他の運転資金	約400百万円	平成22年9月～平成23年3月
借入金返済	約200百万円	平成22年9月～平成22年12月

調達された資金は、当社が管理する普通預金口座にて管理され、使途に応じて支出されます。

昨年11月に策定した本年度からの中期経営計画(3カ年計画)で予定しております主要3事業のうち、「国内店舗事業」推進のための新規出店資金として約1,600百万円を、首都圏に旗艦店となる大型店舗1店舗ほかを平成22年から平成23年にかけて出店するに当たっての敷金・設備投資・商品仕入在庫等の費用として想定しております。

また「中国出店事業」として、約300百万円を中国の蘇寧電器の店舗内に蘇寧電器と協力してMUSICVOX店9店舗と生活雑貨店100店舗をオープン・商品供給をする資金のうち、初年度から翌年度にかけての費用といたします。

次に約400百万円は年末商戦に向けた仕入れ強化、その他の運転資金として使用する予定です

最後に約200百万円は、借入金の返済によって財務体質を強化するために使用いたします。

## (注) 資金使途の合理性についての考え方

当社を再建し抜本的な事業の黒字化を目指すためには、策定した中期経営計画に沿った事業の推進が不可欠と考えております。中期経営計画に定める3事業を展開することで、競争の激しい国内家電販売のみに依存して連続赤字を産出して来たこれまでの経営スタイルから脱却し、国内店舗展開・海外店舗展開・国内と海外を結ぶゲートウェイ事業展開という家電販売業界における極めて特異性のある地位の確立と、日本企業のグローバル化という時代の要請に適合した優位性を獲得することになります。結果として、当社の企業価値が向上し、株主利益の向上をもたらすと考えております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	GRANDA MAGIC LIMITED
	本店の所在地	2nd Floor, Harbour Drive, P.O. Box 30592, George Town, Grand Cayman KY1-1203, Cayman Islands.
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。常任代理人もありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 金 明
	資本金	50,000米ドル(円換算で4,307千円) 平成22年8月13日現在のみずほ銀行公表のドルから円への換算相場86.14円で計算しております。
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	香港蘇寧電器有限公司(100%)
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	GRANDA MAGIC LIMITEDは、当社普通株式77,326,667株(29.16%)を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 1 資本金、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成22年7月31日現在におけるものであります。

2 GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧電器股? 有限公司の100%子会社である香港蘇寧電器有限公司の100%子会社にあたるケイマン法人です。

3 香港蘇寧電器有限公司は、香港に本拠を置く持株会社であり香港に20数店舗を展開する家電量販店「Hong Kong Suning Citicall Appliance Ltd」を運営しています。

4 GRANDA MAGIC LIMITEDの親会社等にあたる蘇寧電器股? 有限公司に関する情報

a. 割当予定先の親会社の概要	名称	蘇寧電器股? 有限公司
	本店の所在地	中国江蘇省南京市山西路8号金山大廈1-5層
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。常任代理人もありません。
	代表者の役職及び氏名	董事長 張 近東 日本の代表取締役会長に該当
	資本金	6,996,212千人民元 (円換算で88,572,043千円 ) 平成22年8月13日現在のみずほ銀行公表の元から円への換算相場12.66円で計算しております。
	事業の内容	家電販売事業
	主たる出資者及びその出資比率	張 近東 (27.90%) 蘇寧電器集団有限公司 (13.47%) 陳金鳳 (3.42%) 広発聚豊股票型証券投資基金 (2.48%) 金明 (1.72%)
b. 提出者と割当予定先の親会社との関係	出資関係	蘇寧電器股? 有限公司は、GRANDA MAGIC LIMITEDを通じて、当社普通株式77,326,667株(29.16%)を間接保有しております。
	人事関係	当社に社内取締役2名を派遣しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社から商品( )を輸入しております。 キッチン小物・生活雑貨など

(注) 1 資本金、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成22年7月31日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要	名称	日本観光免税株式会社
	本店の所在地	東京都目黒区東が丘一丁目34番5号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 羅 怡文
	資本金	4億4,475万円
	事業の内容	商業流通業
	主たる出資者及びその出資比率	羅 怡文 39.07% ブロードメディア株式会社 17.67% 李 叶 16.19%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	日本観光免税株式会社は、当社普通株式67,673,333株(25.52%)を保有しております。
	人事関係	当社に代表取締役1名を派遣しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社とFC契約を締結しております。

(注) 1 資本金、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成22年7月31日現在におけるものであります。

2 FC契約の内容は以下の通りであります。

日本観光免税株式会社が運営する「ショッピングモール上海新天地(所在地:大阪市中央区日本橋2-7-5)」でのLaox登録商標の使用許可

当社より日本観光免税株式会社への当社取扱商品の供給

日本観光免税株式会社より当社への保証金の預託と取扱手数料の支払い

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は創業以来80年の歴史を有する家電量販店でございます。昭和51年に社名をラオックスに変更し、平成11年には東証第2部に上場いたしました。平成13年にはグループ売上高で2,000億円を超えておりました。

しかしながら、関連企業を含めて約150に達していた店舗群は、後発の家電量販店等における市場浸食が急速に進行し、又、同業種間の低粗利競争の激化により利益幅が急低下した結果、不採算店が増え、平成14年3月期以降は当社の純利益は赤字へと転落し今に至っております。

このような状況下、当社は平成16年10月にMK Sパートナーズ(代表取締役 松木伸男 本社:千代田区紀尾井町3-6)と、また平成19年12月にはマイルストーン・ターンアラウンド・マネジメント株式会社(代表取締役 早瀬恵三 本社:港区虎ノ門1-19-5)との業務資本提携により第三者割当増資による支援を受けつつ経営の再建を図りましたが、残念ながら不成功に終わりました。

そこで、当社は新たな会社再建の道を探るために、更なる支援先を求め、平成20年12月に当社とFC契約を締結している取引先であり、大阪で上海新天地というショッピングモールを運営していた日本観光免税株式会社社長の羅怡文氏に、成長著しい中国において支援をしてくれる企業を紹介してくれるように依頼いたしました。羅氏は中国上海出身の在日20年の中国人ですが、日本中華総商会副会長である彼の中国における幅広い人脈を通じて、南京に本拠を置く中国の家電量販最大手の事業会社である蘇寧電器股? 有限公司に話をした結果、当社への出資に興味を示した蘇寧電器。羅氏が経営する日本観光免税株式会社及び当社との間で、平成21年5月より第三者割当増資の交渉が行われました。

その交渉の結果、平成21年8月に、当社は蘇寧電器及び日本観光免税株式会社との間で第三者割当増資による資本提携を締結するとともに、抜本的に経営戦略を変更することによって、企業を再建し事業の黒字化を達成するための新たな一歩を踏み出しました。

すなわち日本観光免税株式会社社長であり蘇寧電器との業務資本提携を橋渡しした羅氏を代表取締役に据え、競争が激しい郊外型家電量販事業から撤退して事業の「グローバル化」を推進することであり、具体的には急速に拡大しつつある海外からの購買力を取り込んだ国内での売上高の向上戦略と、成長が著しい中国の市場をターゲットとした新規事業展開戦略の推進でございます。

元々当社は中国・東南アジア地域において高い知名度を有していたほか、免税品事業においても10年以上の取扱いの実績を有していたことが、上述のごとき戦略を選択した理由です。

このような戦略に基づいて、当社は蘇寧電器並びに日本観光免税株式会社との資本提携と同時に、業務提携も締結し、海外の購買力の取り込みと中国市場への展開の足掛かりを獲得いたしました。

そして平成21年11月には、新たな経営戦略を具体化した3年間の「中期経営計画」を発表し、「国内店舗事業」「中国出店事業」「貿易仲介事業」を主要3事業に据えた事業運営に着手いたしました。当社はこれまでのところ、本年4月には国内店舗事業として新宿「WATCH.」店とお台場「ヴィーナスフォート店」を、6月には中国出店事業として上海に蘇寧電器と共同でMUSICVOX「上海遠東店」をオープンしてまいりましたが、今後はより本格的な中期経営計画の実現、すなわち国内出店事業・海外出店事業・貿易事業の本格着手を控えております。

現在、当社が速やかに実現しなければならないことは、この中期経営計画に則った事業を推進することにより、財務体質と経営基盤を強化し、企業を黒字転換させ、以て企業を再生させることですが、この事業の推進のためには、昨年11月に公表した中期経営計画にも申し述べたように、追加の資金が必要となります。具体的には、国内大規模店舗の2店以上オープン、中国での蘇寧電器店舗内にインショップとして蘇寧電器と協力してMUSICVOX約9店と生活雑貨店の100店の展開と商品供給などの計画の為に追加の資金が必要となっております。

当社はこの計画推進のための資金需要を、金融機関からの借入れ調達により解決することも検討いたしました。赤字が連続9期に渡っていることから国内金融機関からの新たな借入を相談する時期では未だなく、また昨年11月に交通銀行東京支店との間で15億円のクレジットラインは締結しているものの、これらの資金は新宿「WATCH.」店、お台場「ヴィーナスフォート店」及び上海子会社の設立、蘇寧電器と協力してMUSICVOX「上海遠東店」のオープン等で使用している状況であり、クレジットラインだけでは資金が不足する状況です。中期計画推進のための資金が必要な一方で、手元流動性の改善を図る必要も生じつつあり、これらの諸問題を同時に解決しうる施策が第三者割当による新株発行による資金調達であると判断し、平成22年8月16日開催の取締役会において発行を決議いたしました。

同時に、当社は中国家電量販店最大手である蘇寧電器との資本業務連携をさらに強化することに関して蘇寧電器との間での合意に達しており、今回の蘇寧電器からの資本の追加供給のみにとどまらず、平成22年11月19日開催予定の臨時株主総会の決議を経て、蘇寧電器が指定する企業統制や経営に豊富な経験を持つ取締役2名を新たに受け入れる予定であります。

これにより蘇寧電器の指定する取締役が過半数を占めることとなりますが、当社が推進する中国事業の本格的展開、さらには企業再建のためには、中国に1000店以上の店舗網を有する蘇寧電器とのさらなる緊密な連携が必要と認識しており、この度の蘇寧電器に対する第三者割当増資と取締役の受け入れは、当社の中国事業等に大きく資するものと考えております。なお、本第三者割当及び上記に記載の臨時株主総会の決議に伴う当社取締役の構成(その過半数が蘇寧電器の指定する者となること)によって蘇寧電器が当社の親会社に該当することにはなりません。

この度の増資引き受け先のGRANDA MAGIC LIMITEDは、上述の蘇寧電器の100%子会社である香港蘇寧電器有限公司の100%子会社であり、同社が本増資の引き受けを指定したケイマン法人であります。

蘇寧電器は、実質的な当社の筆頭株主であり、当社の中期経営計画の中でも、特に「中国出店事業」および「貿易仲介事業」の本格展開において欠かすことのできないパートナーとして、多領域で協業することで連携を図ってまいりました。今回の資本提携は、両社の協業関係を一層強固なものにし、提携内容の拡充と中期経営計画の展開を図るために行います。

また日本観光免税株式会社は、主に中華圏からの訪日観光客と在日華人に向けた顧客の誘致と商品販売のノウハウ(例えば旅行会社との提携による免税品店舗への誘致など)を有する商品流通業者であり、当社の第2位の株主であるとともに、以前よりFC契約を結んでいた取引先であります。現在当社は日本観光免税株式会社が有するノウハウを活用して中国からの来日観光客、在日外国人のニーズを取り込み当社の秋葉原地区等での免税品販売事業等を強化しておりますが、当事業をさらに発展させていく上でベストパートナーと考えております。

なお当社の代表取締役である羅怡文氏は日本観光免税株式会社の代表取締役でもあるため、会社法365条1項「競業及び利益相反取引の制限」の規定に則り、当社取締役会において本取引についての承認を受けております。

#### (注)ラオックス株式会社中期経営計画について

平成21年11月に発表した中期経営計画の概要は以下の通りです。

##### 1. 基本方針

「日本の基盤再構築、そして中国に向け成長・発展を遂げていく」

##### 2. 今後3年間の主要3事業

(1) 国内店舗事業

(2) 中国出店事業

(3) 貿易仲介事業

##### 3. 3年間の事業目標

(1) 国内での新規2店舗の出店(但し、追加出店も可能性あり)

(2) 中国に楽器店10店・生活雑貨店100店をオープン

(3) 輸入・輸出で150億円規模の取扱い

##### 4. 3力年定量目標

3年後売上高約700億円・営業利益率5%の実現へ

#### d. 割り当てようとする株式の数

本割当株式の各割当先に割り当てる予定の株式の数は以下の通りです。

GRANDA MAGIC LIMITED 21,276,596株

日本観光免税株式会社 5,319,149株

#### e. 株券等の保有方針

蘇寧電器及び日本観光免税株式会社は、本増資により発行する普通株式の保有については、昨年8月に行われた両社を対象とする第三者割当増資の時と同様に、原則として企業価値の向上に向けて中長期的視点からおこなう予定です。なお、有価証券上場規程の定めに基づき、蘇寧電器及び日本観光免税株式会社との間で、募集株式の譲渡時における株式会社東京証券取引所への報告並びに当該報告内容の公表縦覧等の事項について、書面により確約する予定です。

#### f. 払込に要する資金等の状況

当社は、この度の第三者割当増資の割当先の一つであるGRANDA MAGIC LIMITEDに関しましては、その100%親会社であり、昨年8月以来の当社の資本業務提携パートナーで当社への実質的な出資者である蘇寧電器(香港)有限公司より出資額の振込みを確約す

る書類と平成22年8月10日付の残高証明書類の提出を受けて確認しております。なお蘇寧電器の昨年12月末時点での純資産は日本円にして195,858,433千円ございますので、本件払込については十分可能であると判断しております。

日本観光免税株式会社に関しましては、本件払込に資する費用を借入にて用意する旨報告を受けています。また、日本観光免税株式会社と借入先(個人の資産管理会社)の間で本増資およびその借入に関する秘密保持契約書の締結がなされているため、借入先の名称およびその他借入条件等の記載を省略いたします。その調達の実現性を確認するため、借入先と面談を行い、その意思とその資金が自己資金であることを口頭で確認したと同時に、借入先の取引銀行の預金通帳の写しおよび証券会社の残高報告書の写しの提出を受け、そこに記載の現預金の額を確認し、借入先の払込実現性は十分にあることを確認いたしました。また、借入先に関して暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び借入先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク(代表取締役 渡部洋介 本社:新宿区 愛住町22)に調査を依頼し、同社の保有する公知情報データとの照合を行った結果報告書に基づき、当社内でも借入先との面談およびインターネット等を利用し現時点で収集可能な公知の情報等を参考に精査した結果、当該借入先は現時点、反社会勢力との関係は存在しないということを確認いたしました。また、当該借入先の代表が関係する団体の職員に反社会的勢力と同名で該当のあったものについて、当社で同一性の確認をしたところ年齢が相違することから全くの別人であることを確認いたしました。

調査依頼先である株式会社エス・ピー・ネットワークは、平成元年12月1日設立の、「企業危機管理のトータルサポート」を業務とする会社であり、特に、反社会的勢力との関係を排除するための対象企業健全度スクリーニング業務には、高い信頼がおける機関であるとして、多くの企業が契約をしております。

#### g. 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先が暴力若しくは威力を使い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体(以下「特定団体等」といいます)であるか否か、及び割当先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク(代表取締役 渡部洋介 本社:新宿区 愛住町22)に依頼いたしました。

具体的には、GRANDA MAGIC LIMITEDに関しましては、その100%親会社である香港蘇寧電器股?有限公司とさらに100%親会社である蘇寧電器股?有限公司にまで遡って、法人ならびにその取締役の調査を実施いたしました。日本観光免税株式会社に関しては、法人ならびにその取締役、主要株主に至る調査を実施いたしました。

その調査の結果、同社が保有する公知情報データベースに割当予定先及び関係会社と、その役員について、現時点、当該割当先等関係者が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しており、その旨の報告書を受領したこと及び当社内で公知の情報を収集し検証した結果反社会的勢力との関係は存在しないことを確認しております。

また当社代表者と各割当予定先代表者との面談を通じ、割当予定先及び主な出資者が特定団体等とは一切関係ない旨の言明を受けていること、さらには今回の第三者割当増資の対象は一年前に実施した第三者割当増資と対象者が全く同一であり、この一年間において特定団体等との何らかの関係を示唆する事実が一切発生していないことを鑑みて、全割当予定先が特定団体等ではないこと及び特定団体等と一切関係はないと判断しております。

#### 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

#### 3【発行条件に関する事項】

##### (1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本増資による普通株式の発行価格は1株につき94円としております。

新株式の発行価額につきましては、第三者機関である株式会社大和総研(代表取締役社長 深井崇史 本社:江東区冬木15番6号)の株式算定結果を参考にしつつ、直近の株価が現在の当社及び外部環境を的確に反映した客観的な評価であると当社にて判断し、本第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日である平成22年8月13日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値(104円)に0.9を乗じ、発行価額を94円(1円未満四捨五入)といたしました。市場株価法を採用した理由は、当社普通株式が東京証券取引所市場第二部に上場しており、最近の値付け率が100%であること、純資産価額法や類似会社比較法などでは市場株価を大幅に下回る評価となることから、市場株価法の妥当性が高いと考えました。

また、市場株価法においては、取締役会決議の直前営業日の株価、1ヶ月の平均株価、3ヶ月の平均株価、6ヶ月の平均株価を検討いたしました。株価の計算にあたりましては、終値の単純平均と出来高加重平均によりました。前者には第三者が容易に計算することが可能であるとのメリットがあり、一方、後者には、加重平均であるため、実際に取引された価値により近いというメリットがあります。この市場株価法による結果に対して、本第三者割当増資により10.2%の希薄化が行われることにも配慮して取締役会にて決議いたしました。

なお、当該発行価額水準は、取締役会決議の「直前営業日の出来高加重平均株価104.2円(ディスカウント率9.8%)」であり、取締役会決議の「直前日までの直近1ヶ月の終値の平均値101.2円(ディスカウント率7.1%)」であり、取締役会決議の「直前日までの直近3ヶ月の終値の平均値103.8円(ディスカウント率9.4%)」であり、取締役会決議の「直前日までの直近6ヶ月の終値の平均値103.8円(ディスカウント率9.4%)」となります。

当社といたしましては、(以下同)と考えております。

なお、上記価額に関しましては、監査役全員から、上記株式会社大和総研作成の株式算定結果及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」を踏まえ、取締役会決議の直前日の価格を基準として算定することに合理性があり、払込金額は割当先に特に有利ではないこと、また発行手続きは適法であることを表明する旨の意見書が提出されております。

当社といたしましては、本増資を上記発行価額で実施し、蘇寧電器の100%子会社である香港蘇寧電器有限公司の100%子会社で同社が指定したGRANDA MAGIC LIMITED及び日本観光免税株式会社に割り当てることが、当社の経営安定性の維持と企業再生のために必要不可欠であるものと考えております。

##### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により増加する株式数は26,595,745株(議決権26,595個)であり、これは、現在の当社発行済株式数266,642,288株(総議決権数262,177個)に対し10.0%の割合(総議決権に対する割合10.14%)に相当し、これにより一時的に一株当たりの株式価値の希薄化が生じます。しかしながら、当社にとりまして、企業を再建し抜本的な事業の黒字化を達成するために、中期経営計画を推進することは、緊急かつ重要な課題であり、そのために必要な資金の調達と資本の充実、社の存続と発展のために必要不可欠な手段であると考えております。中期経営計画に則った事業を推進することにより、財務体質と経営基盤を強化し企業を黒字転換させ、以て企業を再生させるための資金調達は、9期連続の赤字が継続している現状においては、当面のところ直接金融に頼らざるをえません。この資金調達により中期経営計画が順調に進行し、企業の再建が計画通りに進めば、復配及び当社の企業価値の増大が実現し、株主様には株式の希薄化を上回る利益還元が図れると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】



該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
GRANDA MAGIC LIMITED	2nd Floor, Harbour Drive, P.O. Box 30592, George Town, Grand Cayman KY1-1203, Cayman Islands.	66,666,667	27.53%	98,603,263	34.15%
日本観光免税株式会社	東京都目黒区東ヶ丘1-34-5	58,333,333	24.09%	72,992,482	25.28%
ラオックス投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門1-19-5	42,200,000	17.43%	42,200,000	14.61%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	10,803,000	4.46%	10,803,000	3.74%
有限会社谷口開発	東京都台東区台東1-31-10	2,111,000	0.87%	2,111,000	0.73%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	1,431,000	0.59%	1,431,000	0.50%
朝日無線電機株式会社	東京都千代田区外神田1-2-9	1,281,232	0.53%	1,281,232	0.44%
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋富沢町8-5	782,000	0.32%	782,000	0.27%
谷口好市	東京都文京区	775,831	0.32%	775,831	0.27%
谷口健二	東京都文京区	773,511	0.32%	773,511	0.27%
計	-	185,157,574	76.45%	232,331,488	80.25%

(注) 所有株式数は、平成22年3月31日時点のものであり、割当後の所有株式数は、平成22年3月31日現在の株式数に平成22年6月4日に行使された第二回新株予約権による新株式発行と、本第三者割当増資による新株式発行の増加分を加味したものです。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考となる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 資本金の増減について

平成22年6月4日付で、平成21年8月3日に割当てをした第2回新株予約権の権利行使が下記のとおり行われました。

#### (1) 第2回新株予約権の行使報告

銘柄名：ラオックス株式会社第2回新株予約権（第三者割当て）

行使日：平成22年6月4日

行使価額：20円

行使者及び行使個数：GRANDA MAGIC LIMITED 10,660,000個

日本観光免税株式会社 9,340,000個

交付株式数：GRANDA MAGIC LIMITED 10,660,000株

日本観光免税株式会社 9,340,000株

行使額面総額：GRANDA MAGIC LIMITED 213,200,000円

日本観光免税株式会社 186,800,000円

未行使残存個数：GRANDA MAGIC LIMITED 0個

日本観光免税株式会社 0個

#### (2) 第2回新株予約権行使後の発行済株式総数及び資本金

発行済み株式総数 普通株式 265,142,288株（発行可能株式総数950,000,000株）

A種優先株式 1,500,000株（発行可能株式総数20,000,000株）

資本金の額 2,200,000,000円

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成22年6月30日提出の臨時報告書）

平成22年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(1) 株主総会が開催された年月日  
 平成22年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 剰余金処分の内容

「その他資本剰余金」を「繰越利益剰余金」に振替え、欠損填補する。

減少する剰余金の項目とその金額

その他資本剰余金 7,774,981,057円

増加する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 7,774,981,057円

ロ 効力発生日

平成22年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、羅怡文、蒋勇、王哲、早瀬恵三及び根本敏男を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	193,419	117	0	(注)1	可決 99.1
第2号議案 定款一部変更の件	193,470	66	0	(注)2	可決 99.1
第3号議案 取締役5名選任の件					
羅 怡文	193,383	153	0	(注)3	可決 99.1
蒋 勇	193,370	166	0		可決 99.1
王 哲	193,383	153	0		可決 99.1
早瀬 恵三	193,386	150	0		可決 99.1
根本 敏男	193,409	127	0		可決 99.1

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席株主のうち議案に対する意思表示の確認ができた株主分を加算したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会の当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 自平成21年4月1日 (第34期) 至平成22年3月31日	平成22年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 自平成22年4月1日 (第35期) 至平成22年6月30日	平成22年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】**

**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

ラオックス株式会社  
取締役会 御中

### 霞 が 関 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 劔 持 俊 夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 林 和 夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 今 朝 夫

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において連結営業損失が6,612,522千円となったことから、平成14年3月期から8期連続で営業損失を計上しており、また、連結営業キャッシュ・フローもマイナス2,527,332千円と4期連続マイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要事項に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるラオックスヒナタ株式会社は、平成21年6月22日開催の定時株主総会において同社の特別清算を決議した。

4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年6月25日開催の取締役会において蘇寧電器股? 有限公司及び日本観光免税株式会社との業務資本提携並びに、平成21年7月24日開催予定の臨時株主総会での有利発行に係る決議を前提にして、蘇寧電器股? 有限公司の子会社であるGRANDA MAGIC LIMITED及び日本観光免税株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行及び新株予約権の発行を決議した。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ラオックス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ラオックス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月28日

ラオックス株式会社  
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南 方 美千雄

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江 黒 崇 史

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社が平成21年8月3日に第三者割当により発行した第2回新株予約権は、平成22年6月4日に全数が権利行使された。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ラオックス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ラオックス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

ラオックス株式会社  
取締役会 御中

霞 関 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 剣 持 俊 夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 林 和 夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 今 朝 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第33期の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において営業損失が5,389,211千円と8期連続で営業損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な会計方針に記載されているとおり、会社は、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるラオックスヒナタ株式会社は、平成21年6月22日開催の定時株主総会において同社の特別清算を決議した。



4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年6月25日開催の取締役会において蘇寧電器股? 有限公司及び日本観光免税株式会社との業務資本提携並びに、平成21年7月24日開催予定の臨時株主総会での有利発行に係る決議を前提にして、蘇寧電器股? 有限公司の子会社であるGRANDA MAGIC LIMITED及び日本観光免税株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行及び新株予約権の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 6月28日

ラオックス株式会社  
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 南 方 美千雄  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 江 黒 崇 史  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社が平成21年8月3日に第三者割当により発行した第2回新株予約権は、平成22年6月4日に全数が権利行使された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月14日

ラオックス株式会社

取締役会 御中

### 清 和 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 南方 美千雄  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 江黒 崇 史  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は8期連続営業損失を計上し、また、営業キャッシュ・フローも4期連続マイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 追加情報に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より、退職給付債務の算定方法を原則法から簡便法に変更している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月25日の取締役会及び平成21年7月24日開催の臨時株主総会において、第三者割当増資を決議し、平成21年8月3日に払込が完了している。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月25日の取締役会及び平成21年7月24日開催の臨時株主総会において、新株予約権の発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月12日

ラオックス株式会社  
取締役会 御中

### 清 和 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 南方 美千雄  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 江黒 崇 史  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成22年4月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。